

(案)

みつばすみれ学園・すずらん給食業務委託契約書

社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、社会福祉法人朝霞地区福祉会複合施設（児童発達支援センターみつばすみれ学園と障害者福祉サービス事業所すずらん）における給食業務（以下「委託業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 委託業務の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、収入支出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する場合がある。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（業務委託の実施方法）

第4条 乙は、委託業務を本契約書付属の仕様書及び特記仕様書等に定めるところにより実施するものとする。

（施設の使用及び設備等の貸与）

第5条 甲は、委託業務実施上必要な施設を無償で使用させるとともに、厨房設備、調理機材等を別に定めるところにより、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、使用する施設、貸与された厨房設備、調理機材等を良好な管理のもとに使用しなければならない。

3 乙は、使用する施設並びに貸与された厨房設備、調理機材等に修理等の必要が生じたときは、甲に申し出るものとし、甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理等を行い、修理等の必要が乙の責任に帰す原因により生じたときは、乙が甲の許可を得て、この責任において修理等を行うものとする。

（契約単価）

第6条 契約単価は次に掲げる金額とする。

児童1食 325円（内食材費130円・管理費人件費等195円）※消費税を含まない

大人1食 528円（内食材費330円・管理費人件費等198円）※消費税を含まない

（月次料金の支払い）

第7条 料金の支払いは月払いとし、乙は委託業務が完了した月の実績を集計し、該当月の翌月10日までに請求書を提出するものとする。

2 甲は、特別の事由がない限り、前項の請求書を受理・照合後、該当月の月末日までに請求額を乙に支払うものとする。

（業務従事者）

第8条 乙は、本契約書付属の仕様書の定めるところにより、業務従事者を配置しなければならない。

2 乙は、やむなく業務従事者を変更しようとするときは、委託業務の質の低下を招くことがないように努めるものとする。

(衛生管理等)

第9条 乙は、給食による事故防止のため、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省通知）に準じて、衛生管理に万全を期すとともに、業務従事者の健康管理に努めなければならない。

2 乙は、食材の保管、管理に当たっては、品質、鮮度、衛生状態等について、十分に注意しなければならない。

(献立の作成)

第10条 献立は、乙が業務従事者として配置する栄養士が行うものとする。

2 乙は、給食の内容等について、甲と定期的に協議するものとする。

(給食以外の委託業務の実施)

第11条 乙は、給食以外の甲の行事等により、調理が必要とされる場合は、これを委託業務として実施するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に掛かる権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(委任又は下請負の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないで、委託業務を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき
- (2) この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき
- (3) 銀行取引を停止されたとき
- (4) 前各号のほか、この契約の条項、又はこれに基づく仕様書に違反したとき

(損害賠償)

第15条 乙は、前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたとき、又は委託業務の履行に關し、事故の際に帰すべき事由により甲の管理する施設、設備等に損傷を与えたときは、損害を賠償し、又は直ちに原状回復をなさなければならない。

(保証人)

第16条 乙は委託業務を履行することができない場合に、自己に代わって自ら委託業務を履行することを保証する他の者を保証人として立てなければならない。

2 前項の保証人は、この契約に係る委託業務履行保証人として甲が相当と認める者でなければならない。

(保証人の責務)

第17条 保証人は、乙がその責務を履行しない場合において、その履行をなす責を負うものとする。

(過怠金)

第18条 乙において契約履行不実があったときには、甲は乙に対し委託料を支払う際に、履行不実の程度に応じ、その事実の生じた月分の支払予定額の一部又は全部の金額を過怠金として控除することができる。

(個人情報保護)

第19条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この委託契約による業務の実施に当たっては、本契約書付属の個人情報取扱特記事項に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(乙の業務従事者の損害に対する措置)

第20条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については責任を持って措置するものとし、甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第21条 乙は、委託業務従事者に関して、労働基準法等労務関係法令上発生する一切の責任を負わなければならない。

(定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、甲、乙誠意を持って協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として本契約書3通を作成し、甲・乙・丙記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年 4月 1日

甲（委託者） 埼玉県志木市下宗岡1-23-1
社会福祉法人朝霞地区福祉会
理事長 小 関 清 一

乙（受託者）

丙

